

(3)いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1)重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」や「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」などが生じた時と規定する。

「いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」については、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、生徒が自殺をしようとした場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大被害が生じたという申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2)重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会を通して同地方公共団体の長に報告するとともに、校長がリーダーシップを發揮し、学校が主体となって、特別支援教育いじめ対応チームに専門的知識および経験を有する外部の専門家等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

5 その他の事項

誰からも信頼される高校をめざしている本校は、これまで情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページ上で公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめとして学年懇談会などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止などに実効性の高い取り組みを実施するため、基本方針が、実情に即して効果的に機能しているのかについて、「特別支援教育いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。基本方針の見直しに際しては、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるように留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針となるように、保護者をはじめとして地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。